

○液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示

(平成九年三月十三日 通商産業省告示第百二十一号)

最終改正 平成二十八年三月二十二日

経済産業省告示第五十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第号）第四十五条第一号及び第四号、第四十六条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五十条第一号の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示を次のように定める。

（保安確保機器の種類）

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。

）第四十五条第一号の告示で定める機器は、遮断弁を有するガスメーターであつて、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 次の表の上欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの

ガスメーターの使用最大流量	合計流量遮断ガス流量	増加流量遮断ガス流量
四立方メートル毎時以下	○・九立方メートル毎時以上五 ・〇立方メートル毎時以下	○・九立方メートル毎時 以上使用最大流量以下
四立方メートル毎時を超え 四立方メートル毎時以下	使用最大流量の一・二五倍	二・〇立方メートル毎時 以上使用最大流量以下

二 継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの（使用最大流量が三立方メートル毎時未満のものに限る。）

三 ○・〇〇五立方メートル毎時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うものであつて、常時圧力検知式漏えい検知機能を有するもの

四 調整器の調整圧力及び閉そく圧力を測定し、かつ、当該調整器の調整圧力又は閉そく圧力の異常を検知したときに表示を行う圧力検知機能を有するもの

五 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号。以下「器具省令」という。）別表第一第十六号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）を有するもの

2 一の供給設備から二以上の一般消費者等に液化石油ガスを供給する場合で、前項のガスメーターを設置した一般消費者等の消費の状況により、前項第三号及び第四号の機能を作動させることが困難な場合にあつては、調整器及び漏えい検知部等で構成される漏えい検知装置であつて次の各号に掲げる機能を有するものを設置することにより、当該機能を補完するものとする。

一 ○・〇〇五立方メートル毎時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うもの

二 調整器の調整圧力及び閉そく圧力を測定し、かつ、当該調整器の調整圧力又は閉そく圧力の異常を検知したときに表示を行う圧力検知機能を有するもの

第二条 規則第四十五条第四号の告示で定める基準は別表のとおりとする。

(保安確保機器の設置及び管理の方法)

第三条 規則第四十六条第一号イの告示で定める設置の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第一条第一項のガスメーターは、一般消費者等ごとにそれぞれ当該一般消費者等に係る供給設備に設置すること。

二 第一条第一項のガスメーター、規則第四十五条第二号の機器及び同条第三号の機器は、特定保安情報を電話回線等を用いて相互に伝達することができるよう設置すること。

三 規則第四十五条第三号の機器を操作して第一条第一号のガスメーターの遮断弁を閉止することができるよう設置すること。

四 第一条第二項の機器を設置する場合にあつては、当該機器を貯蔵設備に近接して設置すること。ただし、第一条第二項各号に係る表示の有無を二月に一回以上の回数で確認し記録する場合にあつては、当該漏えい検知部に規則第四十五条第二号の機器の設置は要しないものとする。

第四条 削除。

(保安確保機器の期限管理)

第五条 規則第四十六条第一号二の告示で定めるものは、次の各号のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる保安確保機器に応じ、それぞれ製造年月から下欄に掲げる期間を経過していないもの

保安確保機器	期間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	五年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース (I類)	十年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース (II類)	七年
調整器 (I類)	十年
調整器 (II類)	七年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース (I類)	十年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース (II類)	七年

二 第一条第一項のガスメーターにあつては、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十二条第二項に基づき検定証印に表示される検定の満了の年月を経過していないもの

(運営管理規程)

第六条 規則第四十六条第一号ホの告示で定める事項は次の各号に掲げるものとする。

一 規則第四十五条第一号及び第四号の機器の種類並びに同条第三号の機器の設置場所

二 特定保安情報の種類

三 監視する者の業務内容、配置場所及びその体制

四 規則第四十六条第一号二の規定による保安確保機器の設置の計画

(保安業務の方法等の特例)

第七条 規則第五十条第一号の規定により緊急時対応(次項に該当する場合を除く。)を行う保安機関は、当該保安業務を行う事業所から半径四十キロメートル以内の認定対象消費者に対する緊急時対応については、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示(平成九年通商産業省告示第二百二十二号。次項において「保安業務告示」という。)第二条第三号ロの要件に適合しているものとみなす。

2 規則第五十条第一号の規定により緊急時対応(認定対象消費者(第一号認定液化石油ガス販売事

業者が液化石油ガスの販売契約を締結しているものに限る。以下この項において同じ。)が設置する燃焼器(その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者以外の者である場合にあつては、ガス湯沸器、ガスふろがま及びガーストープに係る燃焼器に限る。)の全てについて次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、当該認定対象消費者に対する緊急時対応を行う場合に限る。)を行う保安機関は、当該保安業務を行う事業所から半径六十キロメートル以内の認定対象消費者に対する緊急時対応については、保安業務告示第二条第三号の要件に適合しているものとみなす。

一 当該燃焼器の設置されている認定対象消費者の部屋(以下この号において「自室」という。)又は屋内に排気筒を設置している場合における当該排気筒を設置している部屋(自室を除く。)の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度(体積パーセント。以下この号において同じ。)を検知し警報する装置が設置され、かつ、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が○・○三パーセントに達する以前に保安確保機器が自動的にガスの供給を停止する機能を有するものである場合

二 不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものである場合

三 屋外式のものである場合(当該燃焼器の排気筒が、屋内に設置する部分を有する場合を除く。)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四条中「七十パーセント」とあるのは、施行の日から平成十一年三月三十一日までの間は「十パーセント」、平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間は「二十パーセント」、平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間は「三十パーセント」、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間は「四十パーセント」、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間は「五十パーセント」、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間は「六十パーセント」とする。

附 則 「平成一二年九月二九日告示第587号」

この告示は、平成一二年十月一日から施行する。

(平成二十年五月三十日告示第百十七は、平成二十年五月三十日から適用する。)

附 則 「平成二八年一月二二日*告示第八号」

告示第八号は「液化石油ガス販売事業の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示等一部を改正する告示」

この告示は、平成二八年四月一日から施行する。

(平成二十八年三月二二日告示第五九号は、平成二十八年四月一日から適用する。)

別表（第2条関係）

保安確保機器	分類	基準
液化石油ガス用ガス漏れ警報器		器具省令別表第1第14号に規定する液化石油ガス用ガス漏れ警報器（器具省令別表第3の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	I類	<p>器具省令別表第1第15号に規定する液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（器具省令別表第3の技術上の基準に適合するものに限る。）であって、以下の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 耐熱老化性</p> <p>温度80度以上において960時間放置した後、低圧ホースの一端を固定し他端に左右90度のねじりを各1回加え、0.3メガパスカルの圧力を1分間以上加えたとき漏れがないこと。</p> <p>(2) 耐候性</p> <p>日本工業規格K6347-1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（LPGホース）-第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を140時間、伸びを20パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のあるき裂等が生じないものであること。</p>
	II類	器具省令別表第1第15号に規定する液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（器具省令別表第3の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。（I類であるものを除く。）
調整器	I類	<p>器具省令別表第1第8号に規定する調整器（器具省令別表第3の技術上の基準に適合するものであって、1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量が10キログラム以下の単段減圧式調整器、自動切替式一体型調整器及び二段減圧式一体型調整器に限る。）であって、以下の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 耐しよく性</p> <p>イ 湿潤、塩水噴霧及び乾燥を10回繰り返したとき、著しい腐しよく等がないこと。</p> <p>ロ 金属材料に施された塗装膜等は十分な密着強度を有すること。</p> <p>(2) 耐液化石油ガス性</p>

ダイヤフラム、弁ゴム及びOリングは、ペンタン試験液中に72時間浸漬したとき、軟化、膨潤及び収縮等がないこと。

(3) 耐雨性

散水しながら作動及び停止を繰り返し行った後、温度零下5度において、次に掲げる基準に適合すること。

イ 安全機構が作動するときの低圧側の圧力は5.60キロパスカル以上8.40キロパスカル以下であり、かつ、安全機構が作動を停止するときの低圧側の圧力は5.04キロパスカル以上8.40キロパスカル以下であること。

ロ 表示されている入口側の圧力を加えたとき、閉そく圧力は、3.50キロパスカル以下であること。

ハ 表示されている入口側の圧力を加え、表示されている容量（1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量をいう。）のガスを流したとき、表示されている調整圧力が得られること。

(4) 低温気密性及び耐久性

温度零下25度以下においてガスの放出及び閉そくを7,000回繰り返した後、次の表の基準を満たすこと。

調整器の種類		気密試験圧力		基準
		高圧側	低圧側	
単段減圧式調整器		1.56 メガ パス カル	5.50 キロ パス カル	本表の調整器の種類に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の気密試験圧力の欄に掲げる圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れのないこと。ただし、自動切替式一体型調整器であって、入口側の圧力の下限
自動切り体型調整器	一次側	1.56 メガ パス カル	0.15 メガ パス カル	
	二次側	0.15 メガ	5.5キ ロパ	

		パス カル	スカ ル	値が0.15メガパスカルのものにあつては、一次側の低圧側及び二次側の高圧側の気密試験圧力を0.225メガパスカルとする。
二段減圧式一体型調整器	一次側	1.56 メガ パス カル	0.15 メガ パス カル	
	二次側	0.15 メガ パス カル	5.5キ ロパ スカ ル	

(5) 高温気密性

温度80度以上において960時間放置した後、(4)の表の基準に適合すること。

(6) 調整圧力及び閉そく圧力

(3)ロ及びハの基準により調整圧力及び閉そく圧力を測定し、次の表の調整器の種類欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の調整圧力及び閉そく圧力の欄に掲げる圧力であること。

調整器の種類	調整圧力		閉そく圧力
	下限	上限	
単段減圧式調整器	2.35 キロ パス カル 以上	3.24 キロ パス カル 以下	3.33キロ パスカル 以下
自動切替式調整器	2.60 キロ パス カル 以上		
二段減圧式一体型調整器	2.60 キロ パス カル 以上		

		<p>(7) 耐久性</p> <p>入口側の圧力を0.1メガパスカルとし、2秒以上3秒以下の間空気を流入した後、2秒以上3秒以下の間空気の流入を停止する操作を180,000回（自動切替式一体型調整器の1次側については、各90,000回）繰り返した後、(3)ロ及びハ並びに(4)の表の基準に適合すること。ただし、自動切替式一体型調整器であって入口側の圧力の下限値が0.15メガパスカルのものにあつては、入口側の圧力を0.15メガパスカルとする。</p> <p>(8) 耐候性</p> <p>樹脂により成型された外装部品は、十分な耐候性を有すること。</p> <p>(9) ねじ部の割れ</p> <p>ニップル部のねじ部は、接続状態において高温及び低温の繰り返し試験を20回行ったとき、接続部に割れ等の異常がないこと。</p> <p>(10) 耐荷重性</p> <p>接続部に曲げモーメントが加えられたとき、漏れがないこと。</p> <p>(11) 耐応力腐しよく割れ</p> <p>接続部に銅合金を用いたものにあつては、応力腐しよく割れがないこと。</p>
	II類	<p>器具省令別表第1第8号に規定する調整器（器具省令別表第3の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。（I類であるものを除く。）</p>
<p>液化石油ガス用継手金具付高压ホース</p>	I類	<p>器具省令別表第1第11号に規定する液化石油ガス用継手金具付高压ホース（器具省令別表第3の技術上の基準に適合するものに限る。）であつて、以下の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 耐熱老化性</p> <p>温度80度以上において960時間放置した後、高压ホースの一端を固定し他端に左右90度のねじりを各1回加え、1.56メガパスカルの圧力を1分間以上加えたとき漏れがないこと。</p> <p>(2) 耐候性</p> <p>日本工業規格K6347-1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（LPGホース）-第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オ</p>

	<p>ゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を140時間、伸びを20パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のあるき裂等が生じないものであること。</p> <p>(3) 低温時耐久性</p> <p>温度零下25度以下において、チェック弁は、0.07メガパスカル以上0.10メガパスカル以下の圧力の空気を2秒以上3秒以下の間流入した後2秒以上3秒以下の間流入を停止する操作を両端から交互に600回以上繰返した後、差圧0.07メガパスカル以下において液化石油ガス漏れがないこと。</p>
II類	<p>器具省令別表第1第11号に規定する液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（器具省令別表第3の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。（I類であるものを除く。）</p>